

平成28年度 第11回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年2月23日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第10回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第36号 宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱(案)について
- 日程第5 議案第37号 宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令について
- 日程第6 その他

議案第36号

宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱(案)について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年2月23日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地域から推薦された者を委嘱することで、地域住民が利用しやすい効果的・効率的な地域密着型の施設運営をする必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央公民館を除く城辺、上野、下地及び伊良部公民館を生涯学習及び地域コミュニティーの拠点としての充実を図るため、嘱託館長を設置するものとし、その服務等について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 嘱託館長は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職で非常勤とする。

2 教育委員会は、嘱託館長の委嘱に当たっては、地域づくり協議会と協議し、履歴書、身分証明書及びその他必要書類を添付し、教育委員会に提出させること。

3 教育委員会は、前項で提出された書類等をもとに第4条に規定する職務を行うに適すると認めた者を委嘱する。

(任期)

第3条 嘱託館長の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 嘱託館長は、上司の命を受け所属職員を指揮監督し、次の業務を行うものとする。

(1) 教育委員会が定める教育方針に従った、地域的事業に関すること。

(2) 各種社会教育団体の指導育成、地区公民館及びその他公民館における事業の援助及び相互の連絡調整に関すること。

(3) その他、社会教育振興に関すること。

(勤務日及び勤務日数等)

第5条 嘱託館長の勤務日は、火曜日から日曜日(休日は除く。)までの期間内で中央公民館長が割り振りするものとする。

2 嘱託館長の勤務時間は、週29時間以内とし、午前8時30分から午後5時15分までの時間内で中央公民館長が割り振りするものとする。ただし、職務の遂行上、中央公民館長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。

3 嘱託館長は、病気その他の理由により職務に従事することのできないときは、速やかに中央公民館長に届け出なければならない。

4 嘱託館長は、前条の業務を行うに当たり、中央公民館長の命令に従い、業務の状況について、常に中央公民館長に報告し、必要に応じてその指示を受けなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第6条 嘱託館長の報酬及び費用弁償の額は、宮古島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則(平成17年宮古島市規則第39号)に定める額とする。

(退職)

第7条 嘱託館長は、退職しようとするときは、退職しようとする日の1月前までに文書により教育委員会に届け出て、承認を得なければならない

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託館長が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により職務の遂行に支障があり、又はこれに堪え難いとき。
- (2) 第5条に規定するサービスを遵守しないとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第37号

宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年2月23日

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市独自の子育て支援対策事業として、平成29年4月1日より、宮古島市立小・中学校に在籍する全ての児童生徒の給食費を助成することになり、宮古島市立学校給食共同調理場会計規程を改訂する必要があるので本案を提出します。

別 紙

宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校給食共同調理場会計規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第5条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「額とする」を「額とし、1円未満は切上げとする」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（給食費の額）

第4条 給食費の額は、次のとおりとする。

給食費の月額	小学校	中学校	関係職員		
			小学校	中学校	調理場
	1,750円	2,000円	4,200円	4,600円	4,600円
給食費の日額	小学校	中学校	関係職員		
			小学校	中学校	調理場
	97円	110円	231円	253円	253円

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。